

広島市告示(佐伯区)第88号
令和7年7月28日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年7月28日から同年8月11日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

路線の 種 類	路線名	供 用 開 始	供 用 開 始 の 期 日
市 道	佐 伯 4 区 430 号線	佐伯区五日市町大字美鈴園 33 番地 6 地先から 佐伯区五日市町大字美鈴園 33 番地 6 地先まで	令和7年7月28日